

会 議 録		令和 5 年12月 8 日作成	令和 9 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府綾部警察署協議会（令和 5 年度第 3 回）		
開催日	令和 5 年12月 7 日（木曜日）		
時 間	午後 1 時30分から午後 3 時までの間（90分）		
場 所	京都府綾部警察署 講堂		
出席者	大槻会長、塩見副会長、吉田委員、堀委員 （欠席 上原委員、藤田委員、玉川委員） 計 4 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、刑事課長、交通課長、 警備課長、広聴係長 計 9 人		
諮 問 事 項	災害警備活動について		
会 議 内 容	1 会長挨拶	司会	副署長
	2 署長挨拶		
	3 協議	司会	会長
	諮問事項説明 災害警備活動について～警備課長		
	【委員】市役所、消防署等の関係機関と連携を取りながら対応されていることが分かった。また、日頃から有事の際に装備資機材がその効力を発揮できるように点検や訓練をされていることに市民としても大変心強く感じた。		
	【委員】有事の際、警察や消防、自衛隊の活動をニュース等で見ると、現場では、各機関の役割や任務についてどのように決めているのか。		
	【警察】現場では、各機関がいかに効率よく活動できるのかを考え、まず、各機関の指揮官が対応について話し合いを行い、活動方針や役割、捜索場所をどのように手分けするのかが決まる。		
	その中で、各々の得意分野を生かし、例えば重機を持っている自衛隊であれば重機が必要な場所で活躍できるし、また、消防にあっては救命措置や怪我をされた人の手当て等の対応に就ける。そういった意味でも役割を分担することは大切であると考えている。		

会 議
内 容

【委員】 以前、浸水被害に遭ったことがあり、いつ、どこに避難をすればよいのか分からず、パニックになった経験がある。落ち着いて考えれば、防災無線等で避難指示や対応について指示が出ていたと思うが、実際には暴風雨の音が怖くてとても不安であった。

【委員】 自治会の役員をしており、災害が発生すれば、避難所の開設や地域の巡回、見守り等を対応している。その時に感じたことは、災害時の交通規制は、早め早めにするべきだと思うが、交通規制はどのような流れで行っているのか。

【警察】 被災場所の早期把握は重要であり、情報収集を行い必要な対応に当たっている。

【委員】 交通規制は警察権限で行えるのか。

【警察】 道路交通法第6条で、「道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは交通規制をすることができる。」と明記されている。警察官が現場の状況等から危険防止のため緊急に対応が必要であると判断した場合は車両等の通行を制限することは可能である。

【委員】 大雪や大雨等により竹が道路を塞ぐように倒れているといった光景を見るが、警察はどのような対応ができるのか。

【警察】 道路の安全と円滑を図るために一時的な排除措置は行うが、後は、道路管理者に引き継ぐことになる。

【委員】 会長会議に出席し、「出前講座」を知った。綾部署でも防災訓練の依頼や防災装備品の見学等を依頼すればやっていただけるのか。

【警察】 依頼者がどのような内容を求めているのか等を聞き取り、ニーズに応える内容になるよう十分に検討し実施する。

【委員】 綾部市内でも地域により被災状況に大きな差があることを改めて感じるとともに、日頃から災害意識を高め、考えることの重要性を再認識した。

【委員】 災害に対する基本的な考え方は、「自助」、「共助」、「公助」であると聞いたことがある。まず有事に備え自らが動き、考えることが重要であり、危機意識を持つことの重要性を再認識した。

【警察】 防災情報は、京都府危機管理防災情報ポータルサイト「きょうと危機管理WEB」や「京都府マルチハザード情報提供システム」等で情報発信されている。日頃から情報収集に慣れておくほか、被災状況に応じた避難場所や避難経路などをシミュレーションすることは大切である。

【委員】 署機能移転訓練の説明があったが、綾部署が浸水で被災するような状況では、設定している移転先でも浸水するのではないか。

会 議
内 容

【警察】 今回の移転訓練は大震災を想定した訓練であり、移転訓練の目的は署員の危機意識の向上と有事即応体制の確立である。そういった意味からも平素の訓練は大切である。また、災害状況によって移転先も被害を受けている可能性は十分考えられる。現在の移転先の設定は一箇所であるが、今後も他の候補地についても検討して参りたい。

【委員】 以前、小学生の見守り活動をしている人から、見守り活動中に少年から「家出をしてきた」と声を掛けられ、話を聞くと両親からは心配や干渉されずにいるとのことであった。どうしたらよいか思案しているうちに少年は立ち去ってしまった。とのことであったが、警察に言えば対応していただけたのか。

【警察】 話から推察するとネグレクトと言われ、いわゆる児童虐待等に当たる可能性がある。児童相談所の管轄となるが、警察が認知すれば児童相談所と協議するなど対応を行う。今後は、ちゅうちょすることなく連絡いただきたい。

4 事務連絡

令和5年度第4回京都府綾部警察署協議会は、令和6年2月ころに開催予定である。

以上

第3回京都府綾部警察署協議会の開催状況

